

# 告 示

## 埼玉県告示第千三百十八号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十一条の規定により、吉川市から吉川市の区域内において行われる（仮称）越谷都市計画事業吉川美南駅周辺地域土地区画整理事業について環境影響評価準備書の提出があった。

なお、環境影響評価準備書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

平成二十八年十月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県越谷環境管理事務所

吉川市都市計画課

三郷市都市デザイン課

越谷市都市計画課

八潮市都市計画課

草加市都市計画課

千葉県流山市環境政策・放射能対策課

### 二 縦覧の期間

平成二十八年十月七日（金）から平成二十八年十一月七日（月）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）